

関西看護医療大学紀要投稿規程

2019年4月2日改訂

この投稿規程は、関西看護医療大学 研究・紀要編集委員会規程に基づき、紀要の投稿に関する必要事項を定める。

1. 投稿者の資格

本学に在籍する専任の教員及び本学専任の教員を含む共同研究者（筆頭執筆者は、本学の専任教員）とする。

但し、研究・紀要編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

2. 原稿の種類及び内容

原稿は、国内外を問わず未発表のもの（重複投稿の禁止）で、和文及び英文に限る。

- 1) 総 説：特定のテーマについて知見を多面的に収集し、あるいは文献などをレビューして、当該テーマに関し総合的に概説及び考察したもので、学術的価値があるもの。
- 2) 原 著：独創的な研究論文で、新たな知見が論理的に示され、研究として意義があり、論文としての価値が高いもの。
- 3) 研究報告：資料的な価値が高く、研究としてその意義が認められるもの。
- 4) 短 報：論文とみなすには十分な結論には至っていないが、研究結果の一部をすぐに知らせるといふ意義のあるもの。
- 5) 資 料：原著や研究報告などには及ばないが、貢献するデータを有するもの。
- 6) その他：研究・紀要編集委員会が適当と認めたもの。

3. 倫理的配慮

人及び動物を対象とする研究は、関西看護医療大学の倫理審査の承認を得、研究倫理規程に則り、倫理的に配慮され、その具体的な内容が本文中に明記されていること。

4. 利益相反に関する明記

研究の公明性と中立性を確保し、研究活動を積極的に推進し、社会的責務を果たすために定めるものである。

- 1) 対象者：関西看護医療大学紀要に投稿者全て
- 2) 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の①～⑧の事項について、その正確な状況を紀要委員長に申告するものとする。なお、申告された内容の開示、公開の方法については別に別途書式で定める。

- ①企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- ②企業の株の保有
- ③企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- ④企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が100万円以上の場合。
- ⑥企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの研究に対して支払わ

れた総額が年間200万円以上の場合。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合。

⑦企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。

⑧その他の報酬（研究とは無関係な旅行、贈答品等）については、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間10万円以上の場合。

5. 原稿の受付

- 1) 原稿は、投稿規程に従って書かれたものだけに限り受け付ける。
- 2) 原稿は締切日厳守で、提出日を受付日とし、提出順に受付番号を付す。
- 3) 投稿された論文は、理由の如何を問わず返却しない。
- 4) 紀要編集委員会で、引用文献・参考文献の提出を求める場合がある。

6. 原稿の採否

- 1) 投稿された原稿は、1編につき2名の査読者による査読を経て、研究・紀要編集委員会で審議し決定する。
- 2) 研究・紀要編集委員会の判定により、原稿内容の修正及び原稿の種類の変更を著に求めることがある。
- 3) 採択が決定したときには、研究・紀要編集委員会から執筆者に通知する。但し、紀要の掲載順に関しては、研究・紀要編集委員会によって決定するものとする。
- 4) その他
以下の場合は、不採択とする。
 - ①投稿論文に明らかな剽窃、盗用、捏造、改竄、二重投稿が確認された当該論文は不採択とする。また、執筆代表者及び共同研究者の紀要への投稿を禁止する。この旨投稿者及び共同研究者にも個別に通達する。
 - ②査読回数が4回以上で、査読者の指摘に対して回答もしくは修正を行わないもの
 - ③倫理審査内容と投稿論文内容が異なる場合。

7. 著作権

- 1) 掲載原稿の著作権は、関西看護医療大学に帰属する。
- 2) 最終原稿提出時に、研究・紀要編集委員会より提示される「紀要原稿著作権委譲承諾書」に執筆代表者が自筆署名し提出する。
- 3) 本誌は電子ジャーナル化されるので、執筆者全員が、インターネットによる公開、及び無料で検索・印刷されることを承諾した上で投稿すること。また、他の著作権者による図表や写真などがある場合には、電子化公開の許諾を得るものとする。